

第4号議案 規則の改訂(案)承認の件

第3号議案における定款の一部変更(案)に伴い、規則の改訂についてお諮りします。

定款第15条の役員の選任について、文部科学省のモデル定款に準拠し、“理事及び監事は、総会で選任”と変更するのに伴い、下記のとおり、規則に「第3 役員」、「第4章 代議員」を新たに設け、併せて第3章 評議員を、第5章 評議員とし、新旧対照表のとおり改訂することをお諮りします。

また、旧第10章(表彰)について、物理探査学会奨励賞の対象となる範囲を「論文・短報」以外の優れた報告にも広げることとし、併せて学会運営功績賞については物理探査学会の正会員以外にも門戸を広げることとするため、新旧対照表のとおり改訂することをお諮りします。

【規則の改訂】

第3章 役員

(役員の選出)

第12条 理事および監事は、本学会正会員の自薦、他薦、もしくは理事会が推薦するものを候補者とし、全ての会員による選挙で選出し、総会で選任する。

2 理事、監事選挙は、別途定める選挙管理規程に基づいて行う。

3 役員に欠員が出た場合は、前項の趣旨に沿って速やかに欠員を補充する。

(理事の資格)

第13条 理事は、本学会の正会員で、かつ正学会員履歴が5年以上、または物理探査に関する活動履歴を十分に有している者とする。

(監事の資格)

第14条 監事は、前条項の資格に加えて原則として役員、評議員もしくは常置委員経験者、ならびに監査業務及びそれに準じた業務の有資格者、または十分な経験を有する者とする。

第4章 代議員

(代議員の選出)

第15条 代議員は、本学会員の自薦、他薦、もしくは理事会が推薦するものを候補者とし、全ての会員による選挙で選出し、総会で選任する。

2 代議員選挙は、別途定める選挙管理規程に基づいて行う。

3 代議員に欠員が出た場合は、前項の趣旨に沿って速やかに欠員を補充する。

(代議員の資格)

第16条 代議員は、本学会の正会員で、かつ正学会員履歴が5年以上、または物理探査に関する活動履歴を十分に有している者とする。

2 代議員は、役員を兼ねることができない。

なお、第3および第4章の条項が加わったことにより、第5章以降、順次章条項番号を改訂する。

規則の新旧対照表

新(改訂後)	旧(現行)
<p>第5章 評議員</p>	<p>第3章 評議員</p>
<p>(評議員会の設立及び評議員の選出) 第17条 この法人に評議員会を置き、<u>評議員は会長が選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。</u></p> <p>(評議員の資格) 第18条 評議員は、<u>原則として賛助会員、正会員および名誉会員から選出する。</u> 2 <u>会長が必要と認めた場合、会員以外から選出することができる。</u> 3 <u>評議員は役員を兼ねることができない。</u></p> <p>(評議員の職務) 第19条 会長は、必要に応じ評議員会を召集することができる。評議員会は、会長の諮問に対し答申する。また、評議員会は、会長に対して必要と認める事項について助言することができる。</p> <p>(評議員の任期) 第20条 評議員の任期は2年とし、<u>再任を妨げない。</u></p>	<p>(評議員の定数) 第12条 この法人に評議員を置き、<u>その定数は40名以上60名以内とする。</u></p> <p>(評議員の選任) 第13条 評議員は、賛助会員、正会員および名誉会員の中から<u>会長が選出し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。</u> 2 評議員は役員を兼ねることができない。</p> <p>(評議員の職務) 第14条 会長は、必要に応じ評議員会を召集することができる。評議員会は、会長の諮問に対し答申する。また、評議員会は、会長に対して必要と認める事項について助言することができる。</p> <p>(評議員の任期) 第15条 評議員の任期は2年とし、<u>毎年約半数を交代する。</u></p>
<p>第12章 表彰</p>	<p>第10章 表彰</p>
<p>(物理探査学会奨励賞) 第48条 学会は、学会誌において発表された<u>論文等</u>の中から今後の研究成果が期待されるものに対して、物理探査学会奨励賞を会員に授与することができる。</p> <p>(その他の表彰) 第50条 学会は、本学会の運営発展に特段の功績のあった<u>個人</u>もしくは団体(委員会、ワーキンググループ等)に対して、物理探査学会運営功績表彰を行うことができる。</p>	<p>(物理探査学会奨励賞) 第43条 学会は、学会誌において発表された論文、短報の中から今後の研究成果が期待されるものに対して、物理探査学会奨励賞を会員に授与することができる。</p> <p>(その他の表彰) 第45条 学会は、本学会の運営発展に特段の功績のあった<u>正会員</u>もしくは団体(委員会、ワーキンググループ等)に対して、運営功績表彰を行うことができる。</p>